

令和4年度版

警 備 防 災 資 料

～ 事故事例に学ぶ ～



一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
警備防災部会

警備防災資料の作成にあたって

警備防災部会では、警備業務に携わる会員皆様方の業務の参考資料としてお役に立てるように、平成7年から各種事故事例集等を発刊してまいりました。

しかしながら近年、従来の態様とは異なった犯罪や災害、例えば、増加する一方の「特殊詐欺」、ガソリンを用いて多数の放火殺人を企図した「放火火災」などが発生しています。

加えて、パンデミックとなった「新型コロナウイルス感染症」、毎年発生する「熱中症」、近い将来発生すると予想される南海トラフ地震などの「地震災害」、線状降水帯などの「異常気象」の発生もあります。これらのことを踏まえ、今後一層、我々警備業界にも、犯罪・災害・感染症などの多様化への幅広い対応力、適応力が求められることは必然です。

そこでこの度、警備防災部会で作成する資料の名称を『警備防災資料 ～事故事例に学ぶ～令和4年度版』とし、事故事例のみならず、新たに発生した事象へ対応できる資料も掲載しました。

1 警備防災資料の内容

(1) 事故事例

部会会員の皆様にご協力を頂き、前回の事故事例集発刊以降、新たに業務を通じて実体験した事例のほか、事案発生時に適切に対処して人命救助を行った事例、犯罪を未然に発見防止した事例を募り掲載。

(2) 犯罪情勢

大阪府における令和3年の犯罪情勢を掲載。

ア 刑法犯認知件数

イ 大阪重点犯罪（性犯罪、自動車関連犯罪、特殊詐欺）

ウ 特殊詐欺（認知件数と被害金額）

(3) 火災概況

大阪市における令和3年の火災概況を掲載。

ア 火災件数

イ 火災原因

(4) 警備業の概況

警察庁生活安全局作成の令和3年における警備業の概況を掲載。

(5) (一社)全国警備業協会が策定した『警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン』を資料として掲載。

(6) 大阪市消防局が策定した『新型コロナウイルス感染症流行期の対応』を資料として掲載。

2 警備防災資料の活用

警備員指導教育責任者の警備員教育・訓練の資料としてだけでなく、一般の警備員の方々も、この資料を広く活用し、積極的に業務に邁進していただければ幸いです。

令和5年3月

(一社)大阪ビルメンテナンス協会

警備防災部会

警備員資料研究会担当委員会一同

目 次

第1 警備業務事案事故例

1 業務上の事案・事故関係

(1) 警備員立哨業務の配置遅れ事案	1
(2) 商業ビルにおけるシャッター開放遅延事案	2
(3) オーナーへの連絡を怠った事案	3
(4) 受付業務中における不適切事案	4
(5) PC情報セキュリティに関する事案	5
(6) テナント出入口誤解錠による機械警備発報事案	6
(7) 喫煙室利用の際、煙感知器が発報した事案	7
(8) 防災センター出入口扉鍵の閉じ込め事案	8
(9) 警備員の転倒事故事案	9
(10) 大規模物流倉庫における自動火災報知設備発報事案	10

2 接遇関係

(1) 公園駐車場の障がい者割引対象ご利用者様からの苦情事案	11
(2) 警備員の不適切対応事案	12
(3) 配達員とのトラブル事案	13
(4) 警備員の接遇に関するクレーム事案	14
(5) 警備員の休日時の泥酔による就業ビルでの事案	15

3 窃盗・紛失・遺失拾得関係

(1) 設備マスターキー紛失事案	16
------------------	----

4 各種器物損壊関係

(1) コロナ感染防止対策用パネル（アクリル板）の破損事案	17
(2) シャッター接触破損事故事案	18
(3) シャッター閉鎖時における看板破損事案	19
(4) シャッター閉鎖時におけるテナントの置き看板破損事案	20

5 出入管理関係

(1) 警備不対応に対するクレーム事案	21
---------------------	----

6 交通整理誘導関係

(1) 車高制限を超える車両を立体駐車場へ誘導の際、車両上部に傷が付いた事案	22
(2) 立体駐車場での車両のタイヤホイール接触事案	23
(3) 交通誘導時における接触事故事案	24
(4) 立体駐車場での出庫時に車両が傷ついた事案	25
(5) 駐車場の車両接触事故に伴う警備員の対応へのクレーム事案	26
(6) 一般通行人男性からのクレーム事案	27

7 その他

(1) 警備員に対する酔客からの暴力行為事案	28
(2) 巡回中の警備員による意識不明のお客様に対する心肺蘇生処理事案	29
(3) 通勤災害事案	30
(4) 施設屋上での自殺未遂者の保護事案	31
(5) AED使用による人命救助事案	32
(6) 適切な救命処置による救急事案	33
(7) 振り込め詐欺を抑止して感謝状が授与された事案	34
(8) コロナ感染者発生に伴う業務履行不能事案	35
(9) 移動用車両の不整備及び報告遅滞による警備員配置遅延事案	36

第2 大阪府における令和3年の犯罪情勢

1 刑法犯認知件数・大阪重点犯罪	37
2 特殊詐欺（認知件数と被害金額）	38

第3 令和3年中の大阪市内の火災概況

1 火災件数	39
2 火災原因	40

第4 令和3年における警備業の概況

1 警備業者等の状況	42
2 検定等の実施状況	48
3 警備業法等違反、行政処分等の状況	50

第5 警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

1 はじめに	53
2 感染防止のための基本的な考え方	54
3 講じるべき具体的な対策	55
4 おわりに	59

第6 大阪市消防局資料（心肺蘇生法）

1 新型コロナウイルス感染症流行期の対応	62
2 JRC蘇生ガイドライン2020における主な変更点	63

第 1 警備業務事案事故例

1 業務上の事案・事故関係(1)

1 件 名	警備員立哨業務の配置遅れ事案
2 発生日時	令和 3 年 12 月 午前 8 時ごろ
3 発生場所	大学敷地内バスロータリー
4 発生状況	大学職員よりバスロータリーに警備員が時間通りに立哨を行っていないと連絡を受けた。 この事案について、直ぐに報告書を作成し提出するよう指示があった。
5 被害状況	大学職員の心証を悪くした。
6 原 因	朝の引継ぎ業務延長により遅延した。 配置時間厳守の認識が不足していた。
7 措 置	大学担当職員へ謝罪と報告書を提出した。
8 対 策	全警備員に対し、配置時間厳守の指導を徹底する。 引継ぎ時間を早め、配置時間に遅れないよう配意する。 担当者による抜き打ち確認を実施する。

1 業務上の事案・事故関係(2)

1 件 名	商業ビルにおけるシャッター開放遅延事案
2 発生日時	令和3年4月 午前5時40分ごろ
3 発生場所	広島県内 商業ビル施設内
4 発生状況	警備員が、商業ビル4階で午前6時からの開店作業中、急にトイレに行きたくなり、その場を離れトイレに行ったが、4階のシャッター開放と階段照明灯の点灯作業を失念したまま、その後の作業を続け防災センターに戻った。
5 被害状況	午前8時ごろ、テナント従業員から「4階階段のシャッターが開いていない。」と連絡を受け、約5分後にシャッター開放した。 ※ 通行支障約2時間5分、従業員等からのクレームはなし。
6 原 因	作業チェック表を持参せず、漫然と作業を実施したものであり、トイレに行った後も4階の作業確認を行わず漫然と作業をし続けた。 (急遽トイレに行くなどした場合、作業チェック表で確認していれば、開放遅延は発生しなかったと考えられる。)
7 措 置	支店長、支店担当者及び警備隊長によりクライアント、関係店舗店長等に対する謝罪を行った。
8 対 策	シャッター開放作業をする際は、必ず作業チェック表を携行して作業することを再徹底した。 なお作業開始前に、 ①チェック表を携行していることを上司等による目視確認 ②作業中における防災センターに対する作業報告の徹底 ③防災センター側からの作業確認の実施 によるチェックを実施することの徹底を図った。

1 業務上の事案・事故関係(3)

1 件 名	オーナーへの連絡を怠った事案
2 発生日時	令和 2 年 11 月 午前 9 時 40 分ごろ
3 発生場所	大阪市内 テナントビル
4 発生状況	巡回中、ビル 1 階のテナントの裏扉のガラスがひび割れ、テープを貼って補強されているのを発見しながら、オーナーへの連絡を怠った。
5 被害状況	なし
6 原 因	テナントが扉のガラスのひび割れをテープで補強していたことから、オーナーへは連絡済だと思っていた。
7 措 置	オーナーへ謝罪した。
8 対 策	ビル内及びビル近隣で発生した事案など、業務で知り得た情報などを入手したときは、迅速かつ的確にオーナーへ連絡、担当者へ報告するよう指導を行うとともに、報告・連絡の目的、重要性等についての通達を行い、再徹底を図った。

1 業務上の事案・事故関係(4)

1 件 名	受付業務中における不適切事案
2 発生日時	令和3年12月 午後4時ごろ
3 発生場所	大阪市内 テナントビル
4 発生状況	テナント従業員からオーナーに対して、「警備員が受付業務中に携帯電話を操作していた。」との報告が入った。
5 被害状況	なし
6 原 因	警備員として常に警戒心を忘れないという出入管理業務の基本を順守していなかった。
7 措 置	オーナーへ謝罪した。
8 対 策	行為者に対し、今回の行為は ・ 業務に専念するという契約上の義務に反する行為であること ・ 会社の就業規則で「勤務にあたり、私物の携帯電話等での私的電話、メール等をしない」、「社員はこの規則を遵守する義務がある」と定められているにもかかわらず違反したこと を説明し、厳重注意した。 また、携帯電話の使用は待機所での休憩時間中に限ることを指示した。

1 業務上の事案・事故関係(5)

1 件 名	PC情報セキュリティーに関する事案
2 発生日時	令和4年8月 午後5時ごろ
3 発生場所	大阪市内 テナントビル
4 発生状況	ビル管理員が業務中にインターネットでニュースサイト閲覧中に広告の写真を開いたところ、「システム障害」と連絡先の電話番号が表示された。 管理員は復旧しようとして表示された連絡先に電話を掛けた。 電話に出た相手の指示に従い、パスワードの入力等パソコンを操作したが復旧に至らず、突然相手が電話を切った。 そこで情報抜き取りの詐欺との疑いを持ち、契約先担当者及び当社管理担当者に連絡が入った。 契約先担当者の指示でパソコンの電源OFFとインターネットのLAN回線の切り離しを行い、次の指示があるまでPCを使用禁止とした。
5 被害状況	調査の結果、契約先サーバーへの外部からの侵入は無く、また、PC本体からも情報の抜き取り等の被害は認められなかった。
6 原 因	・ 事案が発生した時点で報告をせず、自力で復旧処理を試みた。 ・ PCの情報セキュリティー、誘導詐欺への認識が不足していた。
7 措 置	被害の有無はオーナー側で調査された。
8 対 策	・ 業務に不必要なサイトや広告の閲覧をしない。また、不審な画面表示やメールを発見した際は操作せず速やかに報告をして指示を仰ぐ。 ・ 全事業所に向け、情報セキュリティーに関する教育を実施した。

1 業務上の事案・事故関係(6)

1 件 名	テナント出入口誤解錠による機械警備発報事案
2 発生日時	令和4年8月 午前10時ごろ
3 発生場所	大阪市内 オフィスビル
4 発生状況	防災センターにて、出勤してきたテナント従業員より、機器メンテナンスのため複数の会議室出入口の解錠依頼を受けた。 その際、警備員は図面で場所の確認を行った。 警備員が当該フロアへ向かい解錠をして回ったが、誤って別のテナントの出入口を解錠し機械警備が発報した。
5 被害状況	なし
6 原 因	・ 提示された図面から扉の解錠箇所を確実に判定できなかったにもかかわらず、当該警備員の判断で、誤った箇所を解錠してしまった。 ・ グランドマスターキーを警備員が日常的に使用可能な状態となっていたため、個別キーではなくグランドマスターキーを使い解錠した。
7 措 置	・ 機械警備会社が来館し復旧した。 ・ テナントの緊急連絡先へ謝罪及び状況説明をした。
8 対 策	・ 緊急事案等の発生以外は、グランドマスターキーの使用を禁止した。 ・ 他の鍵とは別に分けて管理し、通常業務では使用しない運用へ変更した。 ・ 当該警備員への再教育を実施した。 ・ 基本動作や重要注意事項について、点検と再指導を行った。

1 業務上の事案・事故関係(7)

1 件 名	喫煙室利用の際、煙感知器が発報した事案
2 発生日時	令和4年3月 午前0時40分ごろ
3 発生場所	大阪市内 オフィスビル
4 発生状況	警備員が最終巡回後、休憩に入り地下1階の喫煙室で喫煙をした。 その際、煙感知器が発報した。
5 被害状況	なし
6 原 因	深夜時間帯は空調設備が停止しており、その状況で喫煙をしたため煙が充満して煙感知器が発報した。
7 措 置	機械警備会社が来館し発報復旧した。 警備にて地下1階防火シャッターを復旧した。 設備にて地下1階防火扉・ダンパーを復旧した。
8 対 策	休憩時間中の喫煙等は自由ではあるが、施設の決まり事に従って行動するよう指導する。 各隊員にも同様の注意喚起を行う。

1 業務上の事案・事故関係(8)

1 件 名	防災センター出入口扉鍵の閉じ込め事案
2 発生日時	令和3年6月 午後4時ごろ
3 発生場所	愛知県内 オフィスビル
4 発生状況	警備員1名勤務職場で、防災センター内に出入口扉鍵、携帯電話一式を置き忘れ、室外に出たため出入口扉の電気錠が施錠状態となり、防災センター内に入れなくなった。
5 被害状況	通りかかったテナント従業員に携帯電話を借り、機械警備会社に連絡し解錠依頼した。 機械警備会社の出動に伴う費用が発生した。
6 原 因	防災センターから外へ出る場合には、必ず出入口扉鍵等の装備品を携行しなければならないが、うっかりミスで装備品の携行を忘れてしまった。
7 措 置	・ 警備員より担当課長、警備員指導教育責任者へ電話で報告した。 ・ 鍵管理の実態調査、鍵マニュアルの見直しを進める。 ・ 勤務者全員に装備品の取扱い方について指示・指導に努めた。
8 対 策	キーストラップと鍵ケースを制服ベルトに取付け、鍵を常に携行するとともに、携帯電話についてもストラップに取付け携行することとし、紛失防止を図ることとした。

1 業務上の事案・事故関係(9)

1 件 名	警備員の転倒事故事案
2 発生日時	令和3年4月
3 発生場所	立体駐車場
4 発生状況	テナント車両が駐車場より車を出庫しようとしたが、駐車場前にタクシーが停車しており出庫できない状態であった。 タクシー運転手がビル前公園のトイレを使用していたため、警備員が公園の縁石に登り運転手を呼び戻したが、縁石より降りる際に足を滑らせ転倒し、側頭部を打ち付けた。 頭を打ったため、病院で精密検査を受けた。 検査の結果、打撲、擦り傷とのことで業務に支障なしとの連絡を受けた。
5 被害状況	打撲、擦り傷
6 原 因	縁石より降りる際に注意が欠けていた。登るべき場所でない箇所に登った。
7 措 置	以下3点を再発防止策として警備員に周知させる。 ・ 駐車場前道路に駐車しようとする車両において、出庫車両の妨げとなる旨を伝え、注意を促す。 ・ 既に車両が駐車されている際は、運転手を探し移動の協力を要請する。 (運転手を駐車場前の公園内で発見した際は、縁石に登らず、公園入口へ回り声掛けを行う) ・ 既に車両が駐車されており、運転手が見つからない場合は、駐車車両に注意しつつ出庫誘導を行う。
8 対 策	担当責任者より、同職場で勤務する全警備員に対し、駐車管理業務について再教育を実施する。

1 業務上の事案・事故関係(10)

1 件 名	大規模物流倉庫における自動火災報知設備発報事案
2 発生日時	令和3年12月の土曜日 午後3時ごろ（夜間休日の警備員一人体制時）
3 発生場所	大規模物流倉庫（4階建て、15万㎡超え、テナントは24時間稼働）
4 発生状況	自動火災報知設備の発信機が押下されて発報した。 ラウンジでゴミ回収をしていた警備員が警備員一人体制のため防災センターに戻り、総合操作盤にて2階のA区画での異常を確認して現場に急行した。 この際、マニュアルでは、鳴動を停止して、「2階のA区画で異常の信号が出ている、これから状況確認する。」等の館内放送を行うこととなっていたが失念していた。 現場到着したところ、テナントの責任者が不在であり、外国人労働者が誤って発信機を押下したものと判明した。 防災センターに戻り鳴動を停止して館内放送を実施したところ、別のテナントから、自動火災報知設備が数分間鳴動していたが、放送等により何の説明もなかったとの苦情があった。
5 被害状況	テナントへの情報提供ができていない。 なお、真火災であれば、より適切な館内放送、避難誘導等が求められる。
6 原 因	テナントの外国人労働者による誤操作（テナントの責任者不在）。 自動火災報知設備発報時のマニュアルの不徹底。 警備員が1人で対応する体制上の不具合。
7 措 置	調査の結果、同様の物件で警備員一人体制が発生する8物件において、災害発生時に適切な動きができるよう、マニュアルの修正等社内で検討を重ねた。
8 対 策	前月の大阪市の物流倉庫の大規模火災も踏まえ、夜間休日に一人体制となる受託物件の委託先と警備員の増員も含めて防災面での協議の場を持った。

2 接遇関係(1)

1 件 名	公園駐車場の障がい者割引対象ご利用者様からの苦情事案
2 発生日時	令和4年4月 午後2時30分ごろ
3 発生場所	市営の公園駐車場
4 発生状況	市のホームページを閲覧し【スマートフォン向け障がい者手帳アプリ】を使用したお客様が、障がい者手帳原本の掲示をお願いするよう指示を受けていた駐車場係員の初期対応についてご立腹され、クレームとなった。
5 被害状況	駐車場管理業者担当者に顛末書を提出した。
6 原 因	【スマートフォン向け障がい者手帳アプリ】の対応について、市のホームページの記載内容と駐車場管理業者の運営方法に齟齬が生じていた。 駐車場警備員がお客様の心情を理解した対応ができていなかった。
7 措 置	お客様への謝罪と、駐車場管理業者への謝罪と顛末書を提出した。
8 対 策	事務的な対応にならないよう、お客様の心情を察した接遇を心掛ける。 お願いやお断りをする際は、「クッション言葉」を活用し、ソフトな対応を心掛けるよう指導した。

2 接遇関係(2)

1 件 名	警備員の不適切対応事案
2 発生日時	令和3年4月
3 発生場所	工場・物流倉庫
4 発生状況	常駐の警備員による、運送会社への電話対応が不適切な言葉であった。 運送会社責任者より、オーナー様へ苦情の連絡が入った。 オーナー様より事実確認を行うよう指示があり、警備員へ事実確認を行った結果、不適切な言葉遣いであったことも認められた。
5 被害状況	なし
6 原 因	電話対応が不適切な言葉遣いであった。
7 措 置	オーナーと運送会社に謝罪に訪問した。
8 対 策	担当責任者より、同職場で勤務する全警備員に対し、出入管理業務について再教育を実施した。

2 接遇関係(3)

1 件 名	配達員とのトラブル事案
2 発生日時	令和4年3月
3 発生場所	駅前構内のトイレ
4 発生状況	警備員が閉館する際にデリバリーのバイクが止めてあり、ここに置かないように注意をしている際に口論となった。 口論の最中に警備員の名札を覗き込むように見られたことから、手でヘルメットを払ったところシールド部分が外れた。 ヘルメットの弁償については、相手が逆上し名前を名乗らずに立ち去ったことで連絡等は不可の状況であった。
5 被害状況	ヘルメットシールド部分が外れる。(破損したかは、不明)
6 原 因	玄関前のバイクの止め方で口論となってしまう冷静さを欠いてしまった。
7 措 置	現場カメラで、当日の対応要領について映像の確認を行う。
8 対 策	警備員に対し、対応要領についての再教育を実施する。

2 接遇関係(4)

1 件 名	警備員の接遇に関するクレーム事案
2 発生日時	令和4年6月 午後7時ごろ
3 発生場所	大阪府内の学校施設
4 発生状況	当日は朝から夕方までの予定で試験が実施されていたが、午後7時になっても教室に残っている生徒がいるようであったことから、当該警備員が様子を見に行ったところ、教職員を含めた数人が教室内で談笑していた。 当該警備員は事務長から、午後7時には終了する旨を聞いていたので、教職員等に早く帰宅するよう促した。 教職員等は警備員の指示に従い、三々五々その場を去ったが、後日（休明け）学校側から、警備員に半ば怒鳴るような高圧的な口調で早く帰宅するよう言われ、教職員等が非常に不快な思いをさせられたとのクレームが寄せられた。
5 被害状況	教職員及び学生に対する精神的苦痛（不快感）
6 原 因	当該警備員に事実確認をしたところでは、教職員等に帰宅は促したものの、怒鳴るような高圧的な口調で言ったとの認識が全くないことから、長年（同職場で約12年間勤務）に亘る仕事への慣れ、気の緩みが、本件事案発生の主因と考えられる。
7 措 置	1 当該警備員に事実確認を行い、CS教育を実施した。 2 学校側に、事実確認結果と今後の対応方針について説明し、謝罪をした。
8 対 策	職場巡視等の機会を捉えた継続的な指導教養を実施し、警備員の資質向上を図っていく。

2 接遇関係(5)

1 件 名	警備員の休日時の泥酔による就業ビルでの事案
2 発生日時	令和3年5月
3 発生場所	複合ビル8階建て（地下2階）
4 発生状況	当該警備員が休日に泥酔状態で施設に訪れ、工事業者責任者に対し先日の土日に緊急連絡がつかなかったことに対し、管を巻くという事案が発生した。
5 被害状況	当該警備業務に対する信頼を失墜した。
6 原 因	休日時の不用意な立ち寄り等を禁止としていたが厳格なルール化はしておらず、当事者の自宅が当該施設から近隣であったこともあり、当該事案を起こしてしまった。
7 措 置	当事者については、依願退職した。
8 対 策	当社全物件に対し、ルール化を厳格にして、指示徹底を図り対応した。 ビルオーナーに対し、工事時の緊急連絡先は複数名の連絡先を記載して頂くように依頼した。

3 窃盗・紛失・遺失拾得関係(1)

1 件 名	設備マスターキー紛失事案
2 発生日時	令和3年12月 午前7時40分ごろ
3 発生場所	病院防災センターから立体駐車場警備ボックスの間
4 発生状況	令和3年12月午前10時ごろ、「立体駐車場非常用出入口の鍵」を紛失したと担当者へ現地警備員から連絡が入った。 前日の朝に鍵を紛失していたにもかかわらず翌日の報告であった。 また調査の結果、紛失した鍵は「設備マスターキー」だったことが判明した。
5 被害状況	病院内の約120個のシリンダーを交換した。
6 原 因	防災センターから警備ボックスまでキーBOXごと持ち出すようになっていた。 そのBOXの蓋が故障したまま使用し、防災センターの保管場所の真下にゴミ箱が置いてあった。 お預かりしている当該鍵が『設備マスターキー』であると認識していなかった。
7 措 置	病院担当者へ謝罪を行い、自費にて該当するシリンダーの交換を行う。
8 対 策	鍵台帳の見直しを行い、設備マスターキーには鍵札を正確に記載する。 鍵を持ち出す際は鍵授受簿を付け、キーストラップ・キーケースを使用して運用する。 鍵紛失事案等があれば速やかに担当者へ連絡するよう教育を実施する。

4 各種器物損壊関係(1)

1 件 名	コロナ感染防止対策用パネル（アクリル板）の破損事案
2 発生日時	令和3年4月 午前0時ごろ
3 発生場所	大阪市内商業施設内 飲食店前通路上
4 発生状況	警備員が安全点検のために巡回中、当該店舗前に通りかかった際、同店舗が翌日からの開店準備のため、通路床面に什器等とともに置いてあったコロナ感染防止対策用パネル（アクリル板）を警備員が誤って踏み、破損させた。
5 被害状況	コロナ感染防止対策用パネル（アクリル板）の脚部破損
6 原 因	床面に什器等とともに置いてあった透明のアクリル板に気づけなかった。 （照明は、閉店後であったので営業中より暗い状態であった。）
7 措 置	当直責任者から従業員に対し、謝罪し代替品を提供した。 翌朝、警備隊長及び支店担当者からクライアントに状況説明を行い、謝罪した後、再度当該店長に対し謝罪を行った。
8 対 策	深夜帯における開店準備作業について事前把握し、安全点検実施前に確実に巡回警備員に対し、当直責任者等から指示し破損防止の徹底を図った。 巡回の警備員に対しては、対象店舗がある場合には、不意に近づくことなく、店舗従業員に対する声掛け等を実施して、この種事案の再発防止の徹底を図るよう指示した。

4 各種器物損壊関係(2)

1 件 名	シャッター接触破損事故案
2 発生日時	令和4年5月 午前0時ごろ
3 発生場所	大阪市内 テナントビル
4 発生状況	閉鎖巡回中の警備員が2F東側トイレ消灯後、階段シャッター閉鎖を行った。 閉鎖時、シャッターライン上の障害物（共用部へ放置されていたラック）に気が付かず、降下中のシャッターとラックが接触した。
5 被害状況	ラックの上部が破損し、シャッターも12cm程度収納されない状態で上昇がストップしてしまう状況となった。 シャッターは修理対応した。 ラックは放置していたテナントにより廃棄となった。
6 原 因	・ シャッターライン上の障害物有無の確認を怠り、シャッター操作を行った。 ・ 事前の巡回で障害物が置かれていた状況に気が付いていなかった。
7 措 置	・ シャッター業者に連絡し、当日午後4時に修理が完了した。 ・ シャッターが修理できるまでは、閉鎖時間帯はカラーコーンとコーンバーで規制を張り、監視モニターで対応した。
8 対 策	・ 巡回基本動作及びシャッター開閉動作についてマニュアルを再整備する。 ・ 警備スタッフの再教育を行い、意識向上を図る。

4 各種器物損壊関係(3)

1 件 名	シャッター閉鎖時における看板破損事案
2 発生日時	令和4年1月 午後9時ごろ
3 発生場所	府内 商業施設
4 発生状況	閉館作業で施設2階エスカレーター廻りシャッターを閉鎖する際、シャッターライン上に置かれていた店舗の案内看板に気づかずシャッター操作を行ったため、看板を破損した。 閉鎖確認のため再度エスカレーター廻りシャッターを確認したところ、看板が挟まれていることを確認した。
5 被害状況	店舗の移動式案内看板が破損した。 シャッターの故障、破損はなし。
6 原 因	警備員がエスカレーター廻りシャッターを閉鎖する際、シャッターライン上の安全確認が不十分であったため、案内看板がシャッターライン上に置かれていることを見落とし、シャッターを降下させてしまった。
7 措 置	・ ビルオーナー管理事務所に状況報告した。(謝罪と看板の弁済) ・ シャッター業者へ点検依頼した。(点検結果は異常なし)
8 対 策	・ 職場主任が、閉館作業時、複数箇所の閉鎖作業があつて多少時間がかかっても構わないので、安全確認(指差呼称)の徹底を指導した。 ・ 警備関係の社内報(月1回発行)にてシャッターの正しい閉鎖・開放の手順等についての重要ポイントを挙げて教育実施に努めた。

4 各種器物損壊関係(4)

1 件 名	シャッター閉鎖時におけるテナントの置き看板破損事案
2 発生日時	令和4年7月 午後8時30分ごろ
3 発生場所	大型商業施設
4 発生状況	本館1階立体駐車場側メインエントランスのシャッターを閉鎖する際、コーヒー店の置き看板を挟み、シャッターが開閉できなくなった。
5 被害状況	シャッターの開閉ができない。 怪我人は無し。
6 原 因	警備員が閉店作業中、シャッターを閉鎖する際に無線が入り、その内容に気を取られてしまい、置き看板がシャッター降下ライン上にあることを確認できていなかった。
7 措 置	警備員から設備員に連絡した。 設備員が現地確認し、シャッター会社へ緊急対応を要請した。 コーヒー店の店長に事情説明し、謝罪した。 PM会社と補修法等について協議した。 復旧作業（応急措置）は深夜に及んだ。
8 対 策	以下の安全確認手順の徹底を図り、同種事故の再発防止に努めた。 ① シャッター降下ライン上に人や障害物がないことを確認する。 ② 異常が発生した際にすぐに対応できるようスイッチから手を離さない。 ③ シャッターは完全に降下するまで現場から離れない。

5 出入管理関係(1)

1 件 名	警備不対応に対するクレーム事案
2 発生日時	令和3年7月 午後1時ごろから午後3時ごろまでの間
3 発生場所	オフィスビル1階ロビー
4 発生状況	オフィスビル1階のロビーにおいて、入館受付もしないまま長時間滞在していた人物が居た。 その人物はマスクも着用していなかったが、ロビーに立哨している警備員は、受付担当からの報告（忠告）があったにも関わらず、お声掛け等のアクションを何も取っておらず、結果2時間の滞在を許してしまった。 その人物は当該オフィスビルの来訪者でもなく、全くの無関係者であった。
5 被害状況	なし
6 原 因	ロビーにおける立哨業務の交代時に引継ぎがなされていなかった。 お客様との思い込みが強く、声掛けをしなかった。
7 措 置	警備として当然行うべき業務ができていなかったことを謝罪した。 事案の未然防止が第一義であることを徹底するよう改善に向けて取り組むことを申し出た。
8 対 策	スーツ着用者であっても、受付もせずに長時間滞在している方については、失礼のないように気を付けながら、ご用向きを尋ねる等、速やかにお声掛けを行う。 また立哨業務交代時の引継ぎ徹底を指導した。

6 交通整理誘導関係(1)

1 件 名	車高制限を超える車両を立体駐車場へ入庫の際、車両上部に傷が付いた事案
2 発生日時	令和4年1月 午前11時ごろ
3 発生場所	病院立体駐車場
4 発生状況	患者を送迎してきた車両が立体駐車場へ入庫しようとした。 高さが怪しいと感じながらも、後続に2台車両が入ってきたのを確認した。 慌てて車高を目視のみで確認し、大丈夫だろうと判断して入庫させてしまった。
5 被害状況	車両の天井全体の塗装等に傷が付く。
6 原 因	車高が怪しい車両には高さを測る棒で確認を行うが、今回は慌てていたこと と、大丈夫だろうとの油断があった。
7 措 置	運転手行きつけのディーラーにて修理した。 費用は、全額会社が負担した。
8 対 策	ターンテーブルや入口部に制限高さ部分にトラテープを貼り、車体天井部が テープより上であれば入庫をお断りする。 立体駐車場入口部に車高制限センサーを取り付け、センサーが反応した時は 必ず車高を計測する棒にて計測を行うよう指導する。 手順書を作成し、手順を統一化する。 全勤務員への指導・教育を行う。

6 交通整理誘導関係(2)

1 件 名	立体駐車場での車両のタイヤホイール接触事案
2 発生日時	令和3年1月 午後5時30分ごろ
3 発生場所	大阪市内 商業ビルの立体駐車場
4 発生状況	お客様専用の立体駐車場で車両の入出庫を対応中、出庫中の客から「見てて。」と、タイヤがパレットに接触しないように見ていてほしいと言われた。 その後、漫然と見ていたため、車両がパレットから出る際に、右側後輪タイヤホイールがパレットに接触して擦り傷が入り、客から「見ててと言ったのに何を見てたん、どうしてくれるん。」と言われた。
5 被害状況	車両右側後輪タイヤホイールの擦り傷
6 原 因	客からの要望に対して、車両誘導の対応が不十分であった。
7 措 置	賠償責任保険で対応した。
8 対 策	立体駐車場の入庫可能な規格サイズの車両であったとしても、ワイドタイヤを装着した車両の場合は運転手に対して、事前にタイヤがパレットに接触するおそれがあることを説明し、入庫を断る措置をするよう指示を徹底した。 また、この種事案を防止するためオーナーと協議のうえ駐車場内に 駐車場御利用のお客様へ 入庫出庫の際の誘導は、お断りさせていただきます。 尚、立駐内での接触事故(ホイールの傷等) 賠償責任は負いかねます。 旨の内容を記載した貼り紙を掲示した。

6 交通整理誘導関係(3)

1 件 名	交通誘導時における接触事故事案
2 発生日時	令和3年10月
3 発生場所	駐車場
4 発生状況	ビルオーナーが出庫時に警備員が誘導を行っていたが、バック走行中に道路上で停止していた車両と接触した。 けが等はなし。
5 被害状況	バンパー破損
6 原 因	誘導していた警備員の声が聞こえなかった。
7 措 置	修理費用を負担、オーナー様に対する謝罪を行った。
8 対 策	警備員へ誘導について再教育を指示した。 (聞こえない誘導はしていないのと同じ、誘導は見える位置で行なうよう指示)

6 交通整理誘導関係(4)

1 件 名	立体駐車場での出庫時に車両が傷ついた事案
2 発生日時	令和 3 年 10 月
3 発生場所	立体駐車場
4 発生状況	機械式駐車場に、規定値以上の高さの車両を入庫させたため、出庫時に機械式駐車場内部ハンガー部分に車両が接触した。
5 被害状況	天井部分破損
6 原 因	入庫時のルールを守っていなかった。 メジャーポールを使用せず、入庫制限オーバーの車両を入庫させた。
7 措 置	修理費用を負担した。
8 対 策	入庫時のルールについて再度教育を行う。 車高棒の使用を徹底するように指導・抜き打ちで現地確認を実施し、メジャーポールの使用状況を確認する。

6 交通整理誘導関係(5)

1 件 名	駐車場の車両接触事故に伴う警備員の対応へのクレーム事案
2 発生日時	令和3年9月 午後5時10分ごろ
3 発生場所	公共施設の立体駐車場の入出庫エリア
4 発生状況	立体駐車場でA車両がバックにて出庫時、後方にB車両があることに気づかず、B車両の左フロント部分に接触した。 警備員が直ちに警察に連絡して現場検証が実施され、人身の被害なしで物損扱い、保険対応になった。 A車両の運転手は、責任は全部自分にあると認められていたが、B車両の女性運転手(男性が同乗)は、「会社の担当者と呼んでほしい。」とのことで、担当者が現地に急行した。 話を聞くと、「警備員がバックしてくれとしか言わず、謝りもしない。対応が悪い。この対応は上場会社として如何か。社として対応できることはないか？」との申し入れがあった。 また、身障者手帳をお持ちで、「心臓が悪いのにびっくりして、脈が落ち着かない、興奮しているからかな。」とも言われた。 担当者は、「対応を検討し連絡します。」と返答した。
5 被害状況	双方車両にへこみ傷はあるものの、人身の被害はなしであったが、B車両の運転手が首と手の痛みのため、翌日病院に行かれたとの連絡があった。
6 原 因	警備員は、車両接触後、すぐに110番通報を行い警察官の臨場を待ったが、その間、双方の運転手に対する声掛け等の配慮が欠けていたと思われる。
7 措 置	後日、B車両の運転手、同乗の男性と面談し、警備員の声掛け等の配慮不足については謝罪したが、「それ以上のことは会社としてできることはございません。」と回答し、ご納得いただいた。
8 対 策	まずは声掛けを行い、お客様の安全を確認する。

6 交通整理誘導関係(6)

1 件 名	一般通行人男性からのクレーム事案
2 発生日時	令和4年5月
3 発生場所	施設（流通センター）の車両入場口前
4 発生状況	施設外周面を通行していた一般男性より、公道から左折して施設に入場しようとした車両（大型トラック）と接触しそうになったとの苦情が当該入口にて出入管理をしていた施設警備員に入った。
5 被害状況	人的・物損被害は無し
6 原 因	近隣地域・施設周辺利用者への配慮意識が欠如していた。 （発生場所は厳密にいうと公道（歩道）で、敷地外・業務範疇外という認識が強かった。）
7 措 置	苦情申し入れ男性には当直責任者にて聞き取り・謝罪し、配置警備員への指導徹底の旨をお伝えして理解頂いた。
8 対 策	・ 全隊員に対し、社会的弱者や近隣住民の方への配慮意識を持たなければ同様の苦情が再発するだけでなく、大型車両が多数出入りする施設のため人身事故に繋がる可能性も高いことを再指導し理解させた。 ・ 顧客に報告を行うとともに、車両利用者（テナント）に対しても改めて歩行者等への注意意識を高めて頂くよう要望した。

7 その他(1)

1 件 名	警備員に対する酔客からの暴力行為事案
2 発生日時	令和4年1月 午前6時17分ごろ
3 発生場所	京都市内 駅前バス乗り場付近
4 発生状況	バスチケットセンターから「バス乗り場で酔客が寝込んでいるので一緒に対応してほしい。」との連絡があり、防災センターから警備員1人がバスチケットセンター職員と合流し、酔客の対応を開始した。 警備員が酔客に声掛け後、急に警備員の右頬を3～4回殴ってきたため、その場で取り押さえ警察に通報後、現場臨場した警察官に引き渡した。
5 被害状況	顔面打撲で、2週間の安静療養の診断あり。
6 原 因	不明（警備員の対応に問題なし）
7 措 置	後日、管轄警察署に対し被害届を提出した。
8 対 策	今後、酔客を取り扱う際は、 ○ 酔客と間合いを取ってから声掛けを実施する。 (急な攻撃に対処できる間合いを取り、不意打ちに備える) ○ 酔客は、殴りかかるだけでなく、顔面に対するひっかき、頭突き等の予期せぬ攻撃があるので注意する。 ○ 警備員のみで対応する際は、原則2人以上で対応する。 ことを指示配置時に指示し、受傷事故防止対策の徹底を図った。

7 その他(2)

1 件 名	巡回中の警備員による意識不明のお客様に対する心肺蘇生対処事案
2 発生日時	令和 2 年 9 月 午後 5 時 42 分ごろ
3 発生場所	大阪市内 駅ビル内通路
4 発生状況	巡回中の警備員が、駅ビル内店舗裏通路で倒れているお客様（男性）を発見した。 意識がないので防災センターに即報し、救急車を要請依頼した後、心肺蘇生（胸骨圧迫）及びA E Dを実施して、約 10 分後に救急隊に引き継いだ。
5 被害状況	なし
6 原 因	不明
7 措 置	救急隊により病院へ搬送され、医師による手当が実施されたが、搬送先病院で死亡した旨を管轄警察署より連絡を受けた。 なお、警察側から事件性なし、病死と判断された。
8 対 策	現任教育等で心肺蘇生法及びA E Dの使用に関する実技訓練も実施されており、発見時に対応できたものであるが、今後も警備員が急病人を発見した際、躊躇せずに対応できるように今後も訓練を積み重ねていく。 また、このような状況の場合、自分一人だけで対処しようとせず、周囲の従業員及び一般客に対し支援を依頼し、救急車の要請及びA E Dの搬送について連携が取れるように具体的事例に基づいた訓練を継続していく。

7 その他(3)

1 件 名	通勤災害事案
2 発生日時	令和 2 年 1 月 午前 10 時 30 分ごろ
3 発生場所	大阪市内の地下鉄駅構内
4 発生状況	出勤途中、地下鉄駅構内で電車から降車し、階段を昇っていたところ、階段を駆け下りてきた男性と衝突、転倒し、右胸の肋骨にひびが入る怪我を負った。
5 被害状況	右胸肋骨ひび（約 1 ヶ月の通院加療）
6 原 因	階段左側を通行中、突然男性が衝突してきたため転倒した。
7 措 置	労災保険を申請し、対応した。
8 対 策	階段を昇る際は前方の安全確認を徹底するとともに、段差のあるところは特に気を付けて転倒防止に努めるよう指導した。

7 その他(4)

1 件 名	施設屋上での自殺未遂者の保護事案
2 発生日時	令和4年3月 午後8時45分ごろ
3 発生場所	府内 複合商業ビル屋上
4 発生状況	施設防犯システムの屋上エリアの侵入警報が発報、警備員が現場急行した。 屋上の点検を実施したところ、屋上北西角に一人の人影を発見し、様子がおかしいため無線にて警備室への応援及び警察への通報要請をした。 普段、屋上への出入口扉は、サムターンに非常カバーを被せているが、そのカバーを外し開錠の上、侵入した。
5 被害状況	屋上北西角に女性らしき人が身を乗り出し、今にも飛び降りそうな雰囲気なため、落ち着かせようと声を掛け近づき距離を詰め、咄嗟の判断で女性の背後から抱きかかえて安全な場所に移動させ保護した。
6 原 因	当該女性が自殺を図ろうとしたものであるが、警察による事情聴取内容の詳細については、個人情報関係で確認できていない。
7 措 置	・ 警備員から設備係に応援要請した。 ・ 担当課長及びビルオーナーに速報した。 ・ 屋上出入口扉の非常カバーの復旧をした。 ・ 監視カメラの録画映像を確認し、館内及び屋上への侵入経路の検索をした。
8 対 策	・ 警備員2名と設備員1名が連携を取りながら迅速に対応したことにより、事件の未然防止に繋がった。 ・ 後日、管内警察署長から感謝状が授与された。

7 その他(5)

1 件 名	AED使用による人命救助事案
2 発生日時	令和4年6月 午後1時50分ごろ
3 発生場所	府内 大規模商業施設の地下2階女性従業員トイレ内
4 発生状況	付近の女性店員から女性従業員が倒れたとの連絡が防災センターに入った。連絡を受けた防災センターの隊員が、倒れた女性従業員の状態を確認すると、うめき声はあるが返事ができないとのことであったため、巡回者へ無線発報し現場急行を指示、119番通報を実施した（施設管理者へも連絡を入れる）。
5 被害状況	意識がなく、口が紫色の状態であった。
6 原 因	何らかの疾患と思料される（詳細は不明）。
7 措 置	現場に到着した警備員1名が、倒れた女性従業員を確認したところ、AEDが必要と判断し、すぐ近くにある警備室へAEDを取りに戻った。 続いてもう1名の警備員が現場に到着し、倒れた女性従業員の呼吸なしを確認後、CPR（心肺蘇生法）に移ろうとするとAEDが到着した。 警備員2名が協力し、その場で気道確保、胸骨圧迫、AEDによる電気ショックを実施した。 3回目の解析中に救急隊が到着し、3回目の電気ショック実施後に救急隊に引き継いだ。 そのころ倒れた女性従業員は自発呼吸できており、その後救急車にて病院に搬送された。 発生2日後に施設管理者から、女性の意識が戻り会話できる状態まで回復したとの連絡が入った。 後に、当該警備員2名が、所轄の消防署長から感謝状を拝受した。
8 対 策	全警備員に対し1年に1回の頻度で、AED使用による心肺蘇生訓練を実施してきた。 今後も同様事案の発生が予想されることから、今までと同様に訓練を継続していく。

7 その他(6)

1 件 名	適切な救命処置による救急事案
2 発生日時	令和3年10月 午前9時ごろ
3 発生場所	千葉県の商業施設内の設備監視室
4 発生状況	設備員が設備監視室内で突然倒れて心肺停止状態となった。 防災センターにいた警備員は連絡を受けAEDを搬送し、同僚の設備員や管理事務所社員とともに連携して救命処置を実施した。 AEDによる電気ショックを1回実施、心臓マッサージを6分間実施後に心肺蘇生に成功した。 救急隊に引き継ぐ際には、意識の回復も見られ会話も可能となった。
5 被害状況	初診時の医師の診断では、早期の対応と救命処置が適切であったため、後遺症もなく社会復帰可能とのコメントをもらっている。 なお、1カ月入院の後、順調に回復し、発症後2カ月で現場復帰している。
6 原 因	職員の私病が原因で、職場における救急事案となった。
7 措 置	奏功要因として、心肺停止状態を目撃した多くの同僚がおり、その中には消防のOBや救命技能を有する職員が含まれており、適切な救命処置ができたこと、また、施設内にAEDが設置されており、素早い電気ショックによる除細動が実施できたことが考えられる。
8 対 策	東京本部において、AEDが設置されている現場及び救命講習受講済み者の調査を行い、実態を把握し、積極的に救命講習会に参加した。 結果、所轄の消防署から、救命講習受講優良証・優良マークが交付された。 大阪本社においては、現任教育の中で普通救命講習会を実施し、講習会修了証を交付している。

7 その他(7)

1 件 名	振り込め詐欺を抑止して感謝状が授与された事案
2 発生日時	令和4年3月 午後5時ごろ
3 発生場所	商業施設内の銀行ATM
4 発生状況	社員1名と警備員2名が施設内の防災センターで勤務中、「隣接の銀行に携帯電話で話をしながら、ATMに並んでいる高齢の男性がいる。」との通報を通行人から受けた。 3人は現場に駆け付け、高齢男性の様子を窺い、振り込め詐欺の可能性があると判断した。 付近で詐欺犯人の仲間が見ている可能性もあり、警備員2名が銀行出口両端での異常確認を行う中で、社員が高齢男性にATMの操作を辞めさせると同時に警察に通報した。
5 被害状況	振り込め詐欺を直前で防止することができた。
6 原 因	社員1名は元警察官の警備担当の統括責任者であり、的確な指示のもと、連携を密にして迅速に対応し、振り込め詐欺を見事に防止することができた。
7 措 置	被害を受けた男性から感謝されるとともに当社の信頼を大いに高めた。
8 対 策	所轄警察署において、振込み詐欺を抑止した功労により、3人が警察署長から感謝状を授与された。

7 その他(8)

1 件 名	コロナ感染者発生に伴う業務履行不能事案
2 発生日時	令和4年1月
3 発生場所	大型商業施設
4 発生状況	1月初旬に大型商業施設警備隊において、1名のコロナ感染者が発生した。その後、次々と感染者が発生し、一時6名の罹患者が発生したため、契約ポストの完全履行が不可能になってしまった。
5 被害状況	契約先の了解のもと、ポストを削減して運用することとなった。特に昼間帯は警備員の数が減り、対応力が低下した。
6 原 因	こまめな消毒や黙食の実施等、感染対策を行っていたが、仮眠室で密な状況が発生してしまっており、感染が拡大してしまった模様。
7 措 置	契約先に状況説明を行い、応援勤務者を投入しても契約ポストが履行できないことを説明し、ポスト減で運用することの了解を頂いた。
8 対 策	仮眠室を夜間使用しない会議室等に分散し、仮眠の際に密な状態にならないようにした。現在も継続中。

7 その他(9)

1 件 名	移動用車両の不整備及び報告遅滞による警備員配置遅延事案
2 発生日時	令和3年8月
3 発生場所	大阪府内
4 発生状況	物件Aでの交通誘導警備業務を終え、次の物件Bに車両で移動しようとした際、車のバッテリー上がりが判明した。 即時修理業者に手配・完了ののち移動を開始したが、道路渋滞に巻き込まれ物件Bへの到着が約20分遅延した。 また、車両故障発生時点で当該警備員が会社に報告しておらず、一報を入れたのが渋滞に巻き込まれている道中（配置時間の5分前）だったため代替要員の手配もできなかった。
5 被害状況	警備側の瑕疵のため、当日の警備料金は請求せず。 （警備員は約20分遅れで到着し、その後の業務は実施。）
6 原因	① 本来は時間的に十分間に合う移動距離であったが、車両故障により出発の時間が遅れ、更に普段であれば空いていた道路も時間がずれたことで渋滞しており、配置時間に間に合わなかった。 ② 気の焦りと何とか間に合うのではという思い込みにより会社への報告を適切に行わなかったことで、代替要員の手配もできず、配置遅れとなった。 ③ 車のバッテリーに負荷が掛かりやすい時期にも係わらず、定期的なバッテリーチェック等をしていなかった。 ④ 物件移動する際や上・下番時の定時連絡によって隊員の動静を管理するような体制が整っておらず、隊員任せになっていた。
7 措置	当日及び後日、顧客担当者に報告・謝罪・再発防止対策の説明を行い、当日の警備料金を清算することで了承を得た。
8 対策	① 車両の運行前チェックと車検以外の自主定期点検を実施した。 ② 移動開始時や上・下番時の会社への連絡体制を整備した。 ③ 不慮のトラブル等の際は必ず会社へ報告・連絡するよう隊員に指導を実施した。

第2 大阪府における令和3年の犯罪情勢

【刑法犯認知件数】

	刑法犯 総 数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和3年	62,690	540	3,835	45,105	3,714	939	8,557
令和2年	68,351	553	4,196	49,390	3,435	934	9,843
増 減	－5,661	－13	－361	－4,285	279	5	－1,286
増減率	－8%	－2%	－9%	－9%	8%	1%	－13%

※ 令和3年の刑法犯認知件数は62,690件で、前年比で約8%減少した。

※ 過去最悪であった平成13年から約8割減少した。

【大阪重点犯罪】

		性犯罪			自動車関連犯罪			特殊詐欺
		強制性交等	強制わいせつ	公然わいせつ	自動車盗	車上ねらい	部品ねらい	
認知件数	令和3年	154	508	387	519	3,509	2,811	1,538
	令和2年	152	521	365	789	4,069	2,606	1,107
増 減		2	－13	22	－270	－560	205	431
増減率		1%	－2%	6%	－34%	－14%	8%	39%

〈注〉 大阪重点犯罪とは、府民が著しく不安を感じる犯罪として大阪府警が指定した「子供や女性を狙った性犯罪」、「自動車関連犯罪」、及び「特殊詐欺」のことをいう。

※ 「強制わいせつ」・「自動車盗」・「車上ねらい」が減少した。

【特殊詐欺（認知件数と被害金額）】

認知件数	令和３年	令和２年	増 減	
			件数	増減率
特殊詐欺全体	1,538	1,107	+431	+39%
オレオレ詐欺	93	62	+31	+50%
預貯金詐欺	274	425	-151	-36%
架空料金請求詐欺	159	210	-51	-24%
融資保証金詐欺	4	27	-23	-85%
還付金詐欺	817	252	+565	+224%
金融商品詐欺	0	3	-3	—
交際あっせん詐欺	0	0	±0	—
ギャンブル詐欺	0	6	-6	—
その他の詐欺	0	0	±0	—
キャッシュカード詐欺盗	191	122	+69	+57%

被害金額(千円)	令和３年	令和２年	増 減 (千円)	増減率
特殊詐欺全体	2,414,409	2,248,060	+166,350	+7%
オレオレ詐欺	303,863	215,305	+88,558	+41%
預貯金詐欺	407,275	604,911	-197,636	-33%
架空料金請求詐欺	583,197	977,594	-394,397	-40%
融資保証金詐欺	7,057	27,321	-20,264	-74%
還付金詐欺	840,758	263,837	+576,921	+219%
金融商品詐欺	0	22,500	-22,500	—
交際あっせん詐欺	0	0	0	—
ギャンブル詐欺	0	5,286	-5,286	—
その他の詐欺	0	0	0	—
キャッシュカード詐欺盗	272,260	131,306	+140,954	+107%

※ 特殊詐欺の認知件数は1,538件（前年比+431件・+39%）、被害金額は約24億円（前年比+約1億6千万円・+7%）といずれも増加した。

※ 手口別では、還付金詐欺が認知件数817件（前年比+565件・+224%）、被害金額約8億4千万円（前年比+約5億7千万円・+219%）といずれも大幅に増加した。

第3 令和3年中の大阪市内の火災概況

1 火災件数

- ・ 火災件数は596件と、前年（704件）と比較すると108件減少（－15.3％）し、10年前の平成24年の火災件数（1,012件）から比べると41.0％減少した。
- ・ 火災種別では、建物火災が468件で、前年に比べ75件の減少（－13.8％）となった。
- ・ 火災による死者（放火自殺者を除く）は39人で、前年と比較すると8人増加（25.8％）、負傷者は141人で、8人減少（－5.4％）した。
- ・ 「火災0（ゼロ）の日」は84日あった。（前年比26日増）
- ・ 特異な火災として、11月に此花区の物流倉庫において、38,700㎡が焼損したもの、12月に北区のビルにおいて、27人の死者が発生したものがある。

火災概況

区 分	単位	令和3年(A)	令和2年(B)	比較(A－B)	増減率(%)
火 災 件 数	件	596	704	－108	－15.3%
火 災 種 別	建 物	468	543	－75	－13.8%
	車 両	39	45	－6	－13.3%
	船 舶	2	1	1	100.0%
	航 空 機	0	0	0	—
	爆 発	3	0	3	—
	そ の 他	84	115	－31	－27.0%
建物火災 焼損程度	全 焼	21	25	－4	－16.0%
	半 焼	16	18	－2	－11.1%
	部 分 焼	120	134	－14	－10.4%
	ぼ や	311	366	－55	－15.0%
焼損 床面積	面 積	42,793	9,358	33,435	357.3%
	建物火災1件あたり	91.4	17.2	74.2	431.6%
焼 損 表 面 積	㎡	8,042	4,320	3,722	86.2%
損害額	損 害 額	3,113,920	931,724	2,182,196	234.2%
	火災1件当たり	5,224.7	1,323	3,901.2	294.8%
死傷者	死 者	39	31	8	25.8%
	放火自殺者を除く 放火自殺者	3	1	2	200.0%
	負 傷 者	141	149	－8	－5.4%
1 日 あたり	火 災 件 数	1.6	1.9	－0.3	－15.0%
	焼損床面積	117.2	25.6	91.6	358.0%
	損 害 数	8,531.3	2,546	5,985	235.1%
人口1万人あたりの火災件数	件	2.2	2.6	－0.4	－15.2%

大阪市人口 令和2年10月1日現在推計 人口2,752,412人(大阪市計画調整局HPより)

大阪市人口 令和3年10月1日現在推計 人口2,750,835人(大阪市計画調整局HPより)

2 火災原因

- ・ 主な火災原因は、1位「たばこ」（95件）、2位「放火（疑い含む）」（93件）、3位「電気配線類」（65件）の順であった。（※調査継続中のもの含む）
- ・ 1位「たばこ」、2位「放火（疑い含む）」、3位「電気配線類」の順位は昨年同様であった。
- ・ 4位の「電気製品」による火災は61件で、前年と比較すると12件増加した。
- ・ 「たばこ」は95件で、前年（134件）と比較すると、39件減少した。
- ・ 「放火（疑い含む）」は93件で、前年（115件）と比較すると22件減少した。

原因別火災概況

原因別		令和３年（Ａ）				令和２年（Ｂ）				比較（Ａ－Ｂ）	
		件数		比率（％）		件数		比率（％）			
たばこ	寝たばこ	95	9	15.9%	1.5%	134	15	19.0%	2.1%	-39	-6
	そ の 他		86		14.4%		119		16.9%		-33
放火 （疑い含む）	建 物 内	93	47	15.6%	7.9%	115	56	16.3%	8.0%	-22	-9
	建 物 外		46		7.7%		59		8.4%		-13
電 気 配 線 類		65		10.9%		75		10.7%		-10	
電 気 製 品		61		10.2%		49		7.0%		12	
天ぷら油	ガ ス	49	43	8.2%	7.2%	58	47	8.2%	6.7%	-9	-4
	そ の 他		6		1.0%		11		1.6%		-5
ガ ス こ ん ろ		37		6.2%		58		8.2%		-21	
自動車等（放火除く）		16		2.7%		28		4.0%		-12	
ラ イ タ ー		16		2.7%		6		0.9%		10	
電 気 ス ト ー ブ		14		2.3%		16		2.3%		-2	
自 然 発 火		10		1.7%		1		0.1%		9	
ロ ー ソ ク		9		1.5%		12		1.7%		-3	
ストーブ（電気以外）		7		1.2%		6		0.9%		1	
溶 接 （ 断 ） 機		6		1.0%		14		2.0%		-8	
電 気 こ ん ろ		5		0.8%		8		1.1%		-3	
火 遊 び		5		0.8%		6		0.9%		-1	
コ ン デ ン サ		3		0.5%		6		0.9%		-3	
た き 火		1		0.2%		1		0.1%		0	
そ の 他		54		9.1%		63		8.9%		-9	
不明（調査中含む）		50		8.4%		48		6.8%		2	
合 計		596		100.0%		704		100.0%		-108	

※数値は、小数点以下第二位を四捨五入している。

第4

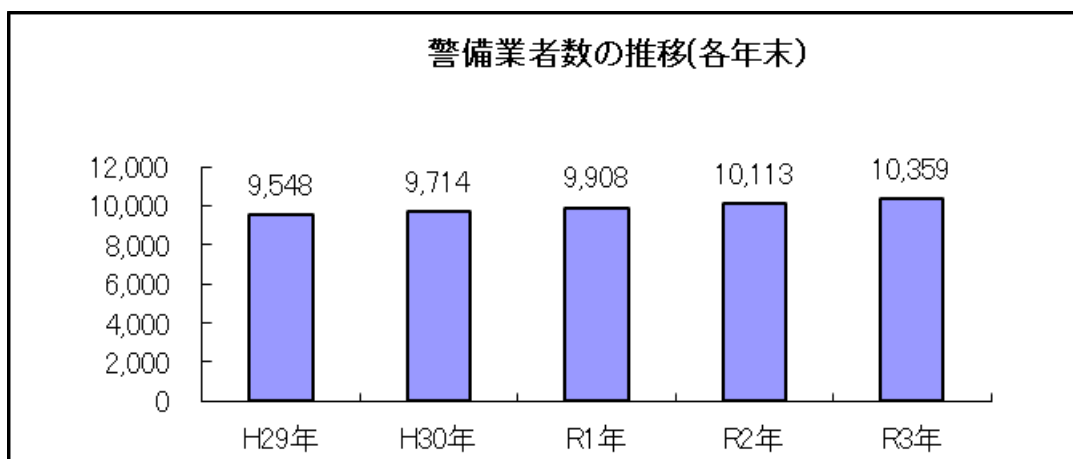
令和3年における 警備業の概況

警察庁生活安全局生活安全企画課

1 警備業者等の状況

(1) 警備業者の状況

警備業法第4条に基づく認定業者（以下4条業者という。）数は、令和3年12月末現在、1万359業者で、前年より246業者（2.4%）増加している。

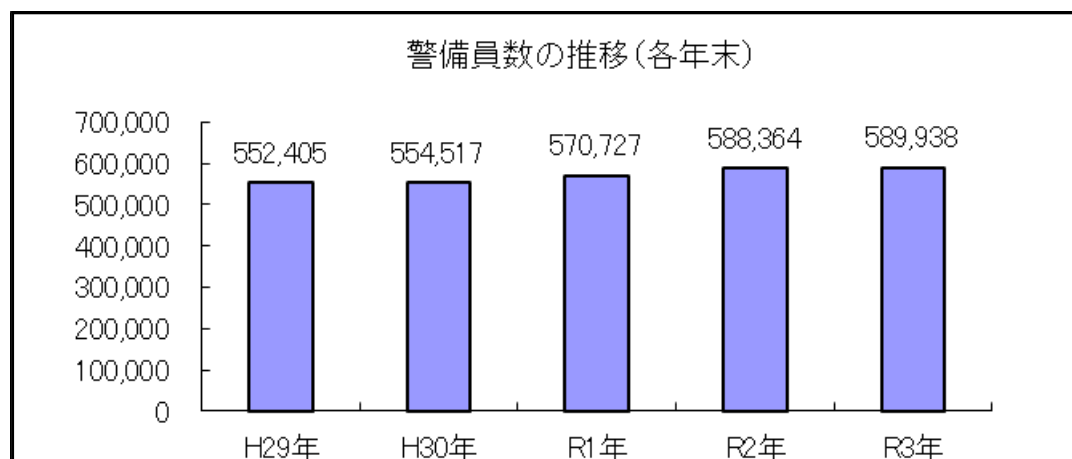


(2) 警備員の状況

警備員数は、令和3年12月末現在、58万9,938人で、前年より1,574人（0.3%）増加している。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は53万6,237人、臨時警備員は5万3,701人で、警備員総数に占める臨時警備員の割合は、9.1%である。

また、警備員のうち、女性の警備員は3万9,812人で、全警備員数の6.7%を占めている。



※ 常用とは雇用契約において定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいい、臨時とは常用に該当しないものをいう。

雇用別警備員数の年別推移（各年末）

区分 \ 年次	H29年	H30年	R 1 年	R 2 年	R 3 年
総 数（人）	552,405	554,517	570,727	588,364	589,938
指 数	100	100	103	107	107
常用警備員（人）	487,227	496,655	515,831	534,584	536,237
指 数	100	102	106	110	110
臨時警備員（人）	65,178	57,862	54,896	53,780	53,701
指 数	100	89	84	83	82
臨時／総数	11.8%	10.4%	9.6%	9.1%	9.1%

警備員の雇用別・男女別状況（令和３年末）

	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合（％）
警備員数（人）	589,938	536,237	53,701	9.1%
男性警備員（人）	550,126	503,105	47,021	8.5%
女性警備員（人）	39,812	33,132	6,680	16.8%
女性警備員の割合（％）	6.7%	6.2%	12.4%	－

警備員の在職年数別・男女別状況（令和３年末）

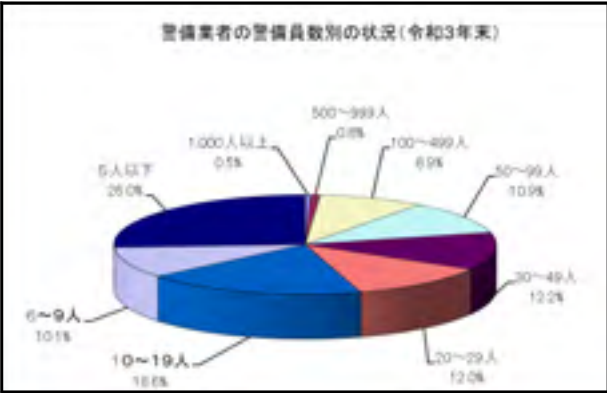
	1年未満	1～3年未満	3～10年未満	10年以上
警備員数（人）	96,914	126,850	199,157	167,017
構成比（％）	16.4%	21.5%	33.8%	28.3%
男性警備員（人）	86,931	115,406	187,808	159,981
女性警備員（人）	9,983	11,444	11,349	7,036
女性警備員の割合（％）	10.3%	9.0%	5.7%	4.2%

警備員の年齢別・男女別状況（令和３年末）

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
警備員数（人）	61,918	58,719	89,448	113,631	77,010	83,392	105,820
構成比（％）	10.5%	10.0%	15.2%	19.3%	13.1%	14.1%	17.9%
男性警備員（人）	50,496	53,487	82,473	105,759	73,641	80,849	103,421
女性警備員（人）	11,422	5,232	6,975	7,872	3,369	2,543	2,399
女性警備員の割合（％）	18.4%	8.9%	7.8%	6.9%	4.4%	3.0%	2.3%

(3) 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、警備員数100人未満の警備業者が9,301業者で、全体の89.8%を占めている。

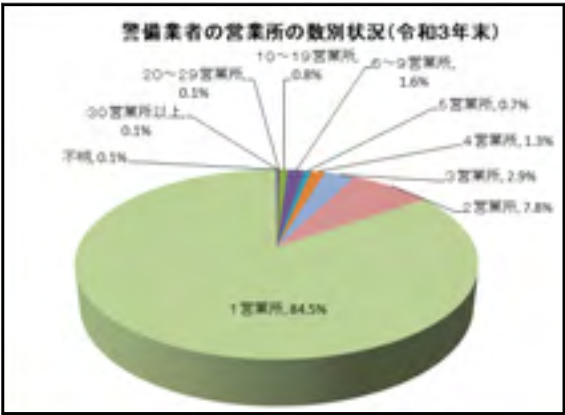


警備員数	警備業者数	構成比
1,000人以上	49	0.5%
500～999人	82	0.8%
100～499人	927	8.9%
50～99人	1,129	10.9%
30～49人	1,266	12.2%
20～29人	1,241	12.0%
10～19人	1,929	18.6%
5～9人	1,046	10.1%
5人以下	2,690	26.0%

(4) 警備業者の営業所の数別状況

令和3年12月末における全国の警備業者（4条業者）が全国の都道府県に設けている営業所の総数は1万6,106営業所である。

警備業者の営業所数別状況では、主たる営業所（1営業所）のみ設けている警備業者は8,755業者で、全体の84.5%、営業所の数が5以下の警備業者は1万0,087業者（不明を含む。）で、全体の97.4%を占めている。



営業所数	警備業者数	構成比
30営業所以上	15	0.1%
20～29営業所	12	0.1%
10～19営業所	83	0.8%
6～9営業所	162	1.6%
5営業所	74	0.7%
4営業所	136	1.3%
3営業所	302	2.9%
2営業所	807	7.8%
1営業所	8,755	84.5%
不明	13	0.1%

(5) 警備業者の他の都道府県における警備業務実施状況

令和3年12月末現在、警備業の認定を受けた都道府県以外の都道府県において営業所を設けている警備業者（9条前段業者）は延べ2,536業者で前年に比べて、45業者増加し、認定を受けた都道府県以外の都道府県において営業所を設けずに警備業務を実施している警備業者（9条後段業者）は延べ5,519業者で、前年に比べて、231業者増加している。

(6) 警備業務の区分ごとの警備業者の状況

警備業務の区分ごとの警備業者の状況は、下表のとおりである。

警備業務の区分ごとの警備業者の状況（令和3年末）

警備業者数等 区 分	警 備 業 者 数	構 成 比
総数（4条業者）	10,359	——
1号警備業務	6,897	66.6%
施設	6,740	65.1%
巡回	2,361	22.8%
保安	1,368	13.2%
空港保安	82	0.8%
機械	571	5.5%
住宅を対象	399	3.9%
住宅以外を対象	524	5.1%
2号警備業務	7,854	75.8%
交通誘導	7,624	73.6%
雑踏	4,226	40.8%
3号警備業務	670	6.5%
貴重品運搬	662	6.4%
現金輸送	427	4.1%
現金輸送以外の貴重品運搬	408	3.9%
核燃料物質等運搬	14	0.1%
その他	27	0.3%
4号警備業務	661	6.4%
緊急通報サービス	163	1.6%
緊急通報サービス以外	563	5.4%

※1 1の警備業者が2以上の区分（1～4号）の警備業務を実施している場合は、各区分の警備業務にそれぞれ計上している。

また、各号の警備業務の種別について2以上の種別に該当する場合は、各種別ごとにそれぞれ計上している。

2：表中の1号警備業務の「巡回」とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいい、「保安」とは、不特定多数が出入する店舗等において万引き・置引き等の盗難をはじめ、商品への毒物や異物の混入、器物の損壊等に至る店舗内犯罪の不法行為を警戒し、防止する業務をいう。

3：表中の3号警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。

4：表中の4号警備業務の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身边に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。

5：「構成比」は、警備業者の総数（1万359業者）に対する割合である。

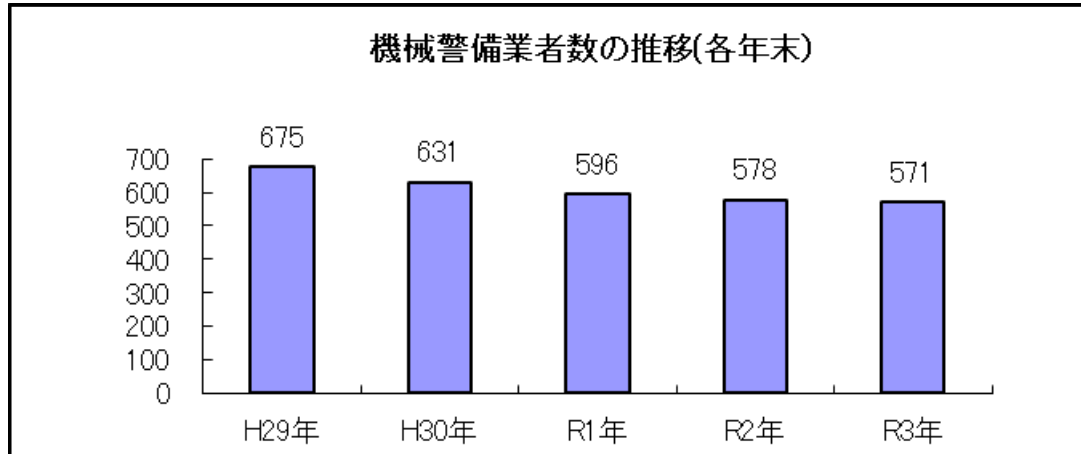
6：警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

(7) 機械警備業の状況

ア 概要

機械警備業者数は令和3年12月末現在、571業者で、前年より7業者（1.2%）減少している。

機械警備業務の対象施設数は326万2,011箇所、前年より8万5,467箇所（2.7%）増加している。



機械警備業者の基地局・対象施設数等の年別推移（各年末）

区 分 \ 年 次	H29	H30	R 1	R 2	R 3
基 地 局 数 (指 数)	770 (100)	745 (97)	733 (95)	707 (92)	682 (89)
待 機 所 数 (指 数)	8,515 (100)	8,458 (99)	8,317 (98)	8,228 (97)	8,007 (94)
専 従 警 備 員 数 (指 数)	29,211 (100)	30,826 (106)	28,699 (98)	27,267 (93)	27,042 (93)
うち 基地局勤務員数 (指 数)	5,376 (100)	5,100 (95)	4,978 (93)	4,821 (90)	4,767 (89)
専 用 巡 回 車 数 (指 数)	12,066 (100)	11,264 (93)	13,781 (114)	13,114 (109)	12,936 (107)
対 象 施 設 数 (指 数)	3,038,191 (100)	3,196,238 (105)	3,118,034 (103)	3,176,544 (105)	3,262,011 (107)
う ち 住 宅 数 (指 数)	1,540,289 (100)	1,631,650 (106)	1,611,522 (105)	1,662,197 (108)	1,711,608 (111)

イ 機械警備業者1業者当たりの状況

機械警備業者1業者当たりの状況は、下表のとおりである。

機械警備業者1業者当たりの状況（令和3年末）

区 分	総 数	1 業 者 当 たり
機 械 警 備 業 者 数	571	—————
基 地 局 数	682	1.2
待 機 所 数	8,007	14.0
専 従 警 備 員 数	27,042	47.4
うち 基地局勤務員数	4,767	8.3
専 用 巡 回 車 数	12,936	22.7
機械警備業務対象施設数	3,262,011	5,712.8

ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去5年間における機械警備業者の即応体制の整備状況の推移は、下表のとおりである。

令和3年12月末の即応体制の整備状況をみると、1業者当たりの対象施設数は5,713施設で、前年より217施設（3.9％）増加、1待機所当たりの対象施設数は407施設で、前年より21施設（5.4％）増加、専従警備員1人当たりの対象施設数は121施設で、前年より5施設（4.3％）増加、専用巡回車1台当たりの対象施設数は252施設で、前年より10施設（4.1％）増加であった。

即応体制の整備状況の年別推移（各年末）

年 次 区 分	H29	H30	R 1	R 2	R 3
1業者当たりの対象施設数 (指 数)	4,501 (100)	5,065 (113)	5,232 (116)	5,496 (122)	5,713 (127)
1待機所当たりの対象施設数 (指 数)	357 (100)	378 (106)	375 (105)	386 (108)	407 (114)
専従警備員1人当たりの対象施設数 (指 数)	104 (100)	104 (100)	109 (105)	116 (112)	121 (116)
専用巡回車1台当たりの対象施設数 (指 数)	252 (100)	238 (94)	226 (90)	242 (96)	252 (100)

2 検定等の実施状況

(1) 検定合格証明書の交付状況

令和3年中における検定合格証明書の交付状況は、1級検定が1,513件、2級検定が1万3,250件である。

検定合格証明書の交付状況（令和3年中）

種別 級別	空港	施設	雑踏	交通	核燃料物質等	貴重品	計
1級検定 交付件数	599	521	244	119	0	30	1,513
2級検定 交付件数	1,037	3,395	1,259	6,284	3	1,272	13,250

※ 交付件数には、検定合格者審査を含む。

(2) 警備員の検定合格証明書の保有状況

令和3年12月末現在、検定合格証明書を保有している警備員の級別及び種別の状況は下表のとおりで、1級検定が延べ3万431人、2級検定が延べ18万4,886人である。

警備員の検定合格証明書の保有状況（令和3年12月末現在）

種別 級別	空港	施設	雑踏	交通	核燃料物質等	貴重品	計
1級検定 保有者数(人)	3,949	10,667	6,462	5,541	178	3,634	30,431
2級検定 保有者数(人)	5,911	50,068	28,284	78,897	738	20,988	184,886

※ 同一人が複数の級別又は種別を保有している場合は、それぞれに計上

級、種別を問わず何らかの検定合格証明書を保有している警備員は、16万4,780人である。

(3) 警備員指導教育責任者資格者証の交付状況等

ア 警備員指導教育責任者資格者証の交付状況

警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者資格者証の交付状況は、下表のとおりである。

警備員指導教育責任者資格者証の交付状況（令和3年中）

区 分	1号	2号	3号	4号	計
交付件数	4,705	4,271	2,226	2,134	13,336

イ 警備員等の警備員指導教育責任者資格者証の保有状況

令和3年12月末現在、警備員等（警備員及び警備業者の従業者）のうち、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者資格者証を保有している状況は、下表のとおりである。

警備員指導教育責任者資格者証の保有状況（令和3年12月末現在）

区 分	1号	2号	3号	4号	計
保有者数(人)	44,167	32,444	10,841	10,746	98,198

※ 合計数は、同一人が複数の区分を保有している場合にはそれぞれに計上した延べ数

区分を問わず、何らかの警備員指導教育責任者資格者証を取得している者は、6万5,051人である。

ウ 機械警備業務管理者資格者証の交付等状況

令和3年中における機械警備業務管理者資格者証の交付は272件で、令和3年12月末における警備員のうち、機械警備業務管理者資格者証を保有している警備員は、7,643人である。

5 警備業法等違反、行政処分等の状況

(1) 警備業法等違反及びその検挙件数の年別推移

最近5年間における警備業法等違反件数及びその検挙件数は、下表のとおりである。

警備業法等違反件数及びその検挙件数の年別推移（各年中）

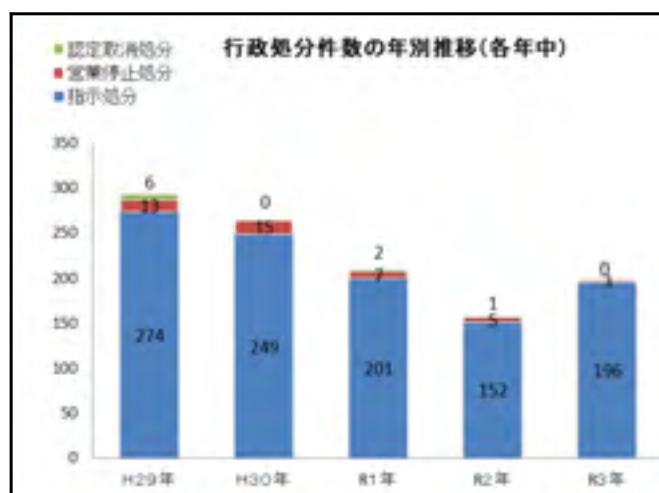
区分 \ 年次	H29	H30	R 1	R 2	R 3
警 備 業 者	11	18	13	10	10
警 備 業 者 以 外	0	7	4	0	3
合 計	11	25	17	10	13

※ 警備業者による違反件数・検挙件数には、他法令違反を含む。

(2) 警備業者に対する行政処分の実施状況

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、右図のとおりである。

令和3年中における警備業者に対する行政処分の実施状況をみると、指示が196件、営業停止が3件、認定の取消しが0件の総数199件であり、前年より41件（25.9%）増加した。



(3) 警備業者及び警備員の協力に対する表彰状況（令和3年中）

警備業者及び警備員の警察活動に対する協力に対し、令和3年中において警察署長等が表彰した件数は、警備業者に対するものが43件、警備員に対するものが97件である。

なお、警備員に対する97件のうち、73件（75.3%）が勤務中における功労に対するものである。

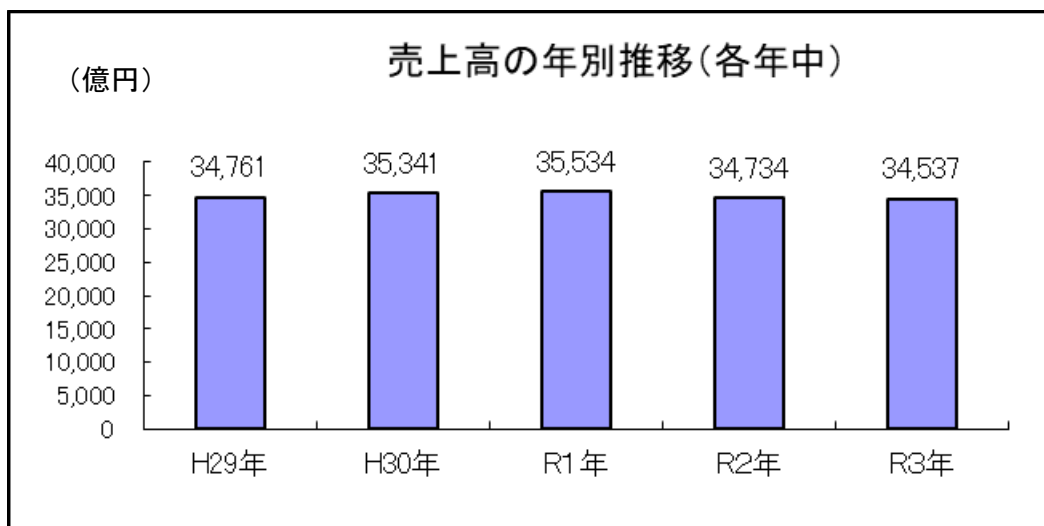
警備業者及び警備員の協力に対する表彰状況（令和3年中）

区 分		総数	警備業者	警 備 員	うち勤務中
協力内容					
総 数		140	43	97	73
通 報	刑 法 犯	2	0	2	2
	特別法犯	0	0	0	0
検挙現場での協力	刑 法 犯	7	2	5	5
	特別法犯	3	0	3	1
私人の現行犯逮捕	刑 法 犯	3	0	3	3
	特別法犯	0	0	0	0
振り込め詐欺未然防止		55	10	45	45
そ の 他		70	31	39	17

※ 表中「その他」とは、犯罪の未然防止、保護、人命救助等によるもの。

(4) 売上高

令和3年末、一般社団法人全国警備業協会が警備業者を対象に調査を実施し、回答があった9,098業者売上高の総額は、3兆4,537億6,500万円であった。



第5

警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定
令和2年5月29日改訂
令和2年8月28日改訂
令和3年2月3日改訂
令和3年9月10日改訂
令和4年11月30日改訂
(一社) 全国警備業協会

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また 創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定である「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月4日変更版）では、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。」とされたところである。

このような背景を受け、警備業として、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図りながら、良質な警備業務をお客様に提供していくため、専門家会議提言に記載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」等に留意しながら、令和2年5月14日、当面の対策をとりまとめた本ガイドラインを策定したところである。

その後、気温が高くなる季節を迎えるに当たり、令和2年5月26日、厚生労働省において、夏の対応策としてマスクの着用法などを示した熱中症予防行動の留意点が公表されたことなどから、令和2年5月29日、本ガイドラインを一部改訂したところである。

令和2年7月16日、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において、「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」が示されたほか、同年7月17日、消防庁から「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」が示されたことから、令和2年8月28日、本ガイドラインを一部改訂した。

令和3年1月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再び1都3県に出されるなど、全国的な感染拡大が続く中、更なる感染防止対策を徹底する観点から、令和3年2月3日、本ガイドラインを一部改訂した。

国内においても新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種が開始されたところであるが、従来株よりも感染しやすい可能性がある変異株が確認されるなど、依然として感染が終息しない状況にあることから、これまでの感染防止対策を見直し、令和3年9月10日、本ガイドラインを一部改訂した。

令和4年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において『「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされたことを受け、令和4年11月30日、本ガイドラインを一部改訂することとした。

本ガイドラインは、各警備業者が新型コロナウイルス感染予防を行いながら、適正な警備業務を実施するに当たっての対策等を取り纏めたものであるため、警備業者と警備業務提供先（契約先）との間で緊密な連携を図り、各事業者の実情に合った対応をされたい。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスに関する政府の動向等を踏まえて、随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

警備業は、社会活動を維持するために、企業活動・治安の維持に必要な不可欠なサービスを担っており、単に感染拡大を防止するだけでなく、最低

限の事業継続も確保する必要がある。

また、警備業は、不特定多数者との応接・接触が避けられない業務であることから、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染・接触感染及びエアロゾル感染のそれぞれについて、自社の警備員（内勤者を含む）（以下「警備員等」という）や警備業務提供先（契約先）の関係者に係るリスクを評価し、そのリスクに応じて、接触の回避や対人距離の確保、換気や消毒の実施等に留意して、徹底した感染予防策を行うこととする。

警備業者が提供しているサービスに係る接触感染に係るリスクとしては、警備車両や装備品の使用に係るもの、手荷物の検査に係るもの等が考えられ、また、飛沫感染に係るリスクとしては、不特定又は多数の者との応接等に係るものが考えられることから、「3.講じるべき具体的な対策」のとおり、具体的な対策を講じることとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 基本的予防策

警備業者は、次の点に留意しつつ、警備員等向けの感染予防策に取り組むものとする。

ア 健康管理

- ・ 警備員等に対し、健康観察アプリの活用などを通じ、毎日の健康状態の把握を奨励し、出勤時に、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得等を奨励すること。
- ・ 勤務中に体調が悪くなった警備員等には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備すること。
- ・ 症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望する場合は、抗原定性検査キットでセルフチェックし、陽性の場合は、健康フォローアップセンター等に連絡して、自宅で療養して、体調変化時等に医療機関の紹介を求める方法があることを教示すること。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった警備員等の出社判断や濃厚接触者となった警備員等の取扱いについては、国の指針などに従うこと。

イ 通勤

- ・ 感染拡大期においては、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態や通勤方法の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図ることとすること。

ウ 勤務・教育

- ・ 警備員等に対し、定期的な手指消毒を徹底すること。
- ・ 屋外では人との距離（目安2m）が確保できず、会話をする場合には、マスク着用に努めること。
- ・ 屋内では、人との距離（目安2m）が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用すること。
- ・ マスクの着用に関して契約先関係者にもその旨の理解を得られるよう努めること。
- ・ 建物全体や個別の作業スペースについて、可能であれば常時換気あるいはこまめな換気に努めること。（換気状況の確認にCO₂モニター等を活用する方法もある。）
- ・ 建物内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度40%～70%になるよう努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮すること。
- ・ 必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1,000ppm 以下（※）を維持することも望ましい。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）

エ 休憩、仮眠等

- ・ 使用する際は、入退室の前後の手指消毒を徹底する。食事、着替え、喫煙などでマスクを着用していない時は、会話を控え、会話をする場合は、マスクを着用することを徹底すること。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合や飲食する場合には、距離を確保し対面で座らないよう努めること。
- ・ 屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底すること。
- ・ 飲食時等、マスクを着装していない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底すること。

- ・ コップなど口が触れるようなものは、使い捨てにするか個人別とし使いまわさない。また、仮眠室の寝具等は、可能な限り個人毎の配付とし、他の警備員等と共用しないこと。

オ 警備車両、装備品、設備

- ・ 業務中に警備員等が使用または触れる警備車両、装備品、設備等について、警備員等が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行うこと。また、いわゆる警備ロボットに搭載されたタッチパネル等、不特定多数の者が触れる設備や機器についても同様とすること。
- ・ 警備車両に複数名で乗車する場合には、マスクを適切に着用し、業務に応じて窓を開けるか、車両備付けの換気機能を活用して換気すること。

カ 警備員等の意識向上

- ・ 警備員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」、「『新しい生活様式』の実践例」、「3つの密を避けましょう！」及び「新型コロナウイルス相談・受診についての新たな目安」並びに政府新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言している「感染リスクが高まる『5つの場面』」を周知するなどの取組を行うこと。

キ その他

- ・ 警備業務提供先（契約先）に対し、警備業務実施上の観点から見た新型コロナウイルス感染拡大防止対策、例えば、
 - 消毒設備の設置や非接触型体温計の導入
 - 体調不良や発熱等の症状がある方の入場制限
 - 身体的距離を確保した整列のための表示
 等について提案を行うなど、緊密な連携を図ること。

(2) 警備業務の区分に応じた感染のリスク評価と感染予防策

警備業務は「施設警備業務」、「雑踏・交通誘導警備業務」、「貴重品等運搬警備業務」及び「身辺警備業務」の4区分に分類されることから、それぞれの業務に応じた感染のリスク評価を行い、感染予防策に取り組む。

ア 施設警備業務

- ・ ハイリスク施設の警備に当たる場合は、感染防止や感染者が発生した場合の措置について施設管理者等と事前調整を図ること。
 - イ 雑踏・交通誘導警備業務
 - ・ 雑踏・交通誘導警備業務に従事する警備員は、不特定又は多数の者と応接等する機会があり、かつ、警備業務用資機材である誘導灯・手旗・ハンドロップなどを複数の警備員で使用するため、資機材を介しての接触感染のおそれも高いことから、警備業務用資機材をこまめにアルコール消毒するとともに、警備員は手袋とマスクを着用すること。また、雑踏・交通誘導警備業務において広報をする際には、拡声器を使用すること。
 - ウ 貴重品等運搬警備業務
 - ・ 貴重品等運搬警備業務の運搬用車両は通常、警備員 2 人 1 組で使用されるものの、車両の窓ガラスは防犯上、開けることが好ましくないことから、いわゆる「3つの密」状態になりやすいため、警備員はマスクを着用するとともに、相勤者との不要な会話を控えるほか、車両備付けの換気機能を活用して、運搬用車両内の換気を行うこと。
 - エ 身辺警備業務
 - ・ 身辺警備業務に従事する警備員は、警備対象者と車両、電車、航空機内においても行動を共にするため、警備員はマスクを着用するなどして感染防止に努めること。
- (3) 感染者等が発生した際の対応
- 警備業者は、自社または警備業務提供先（契約先）において感染者等が発生した際は、次のとおり、対応するものとする。
- ア 自社で疑似症および感染者等が発生した際の対応
- ・ 感染した警備員等の復帰に当たっては、回復の経緯や心身の負担に個人差があることから、主治医等の意見を踏まえた本人の申し出に基づき、産業医等とも連携して、勤務時間の短縮やテレワークの活用など、負担軽減に配慮した無理のないものとする。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した警備員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、警備員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

- ・ 自社の警備員等、特に現場の警備員で感染者が発生した場合、自社の警備員等の間で相互応援体制を構築し、事業継続が図れるよう努めること。
- イ 警備業務提供先（契約先）内で感染者等が発生した際の対応及び事前調整
- ・ 警備業務提供先（契約先）内で感染が疑われる者の情報を得た場合は、当該契約先の責任者及び自社の管理者等に速やかに報告すること。
 - ・ 警備業務提供先（契約先）に感染者が発生した場合の対応について、警備業務提供先（契約先）と可能な限り事前に調整しておくこと。

4. おわりに

警備業は、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者に含まれており、最低限の事業継続をしていくことが政府からも求められている。このため、事業を継続していく上で、感染予防等の実践に当たっては、先に述べたとおり、以上の内容について、警備業者と警備業務提供先（契約先）との間で緊密な連携を図り、各事業者の実情に合った対応をされたい。

第6 大阪市消防局資料（心肺蘇生法）

1 新型コロナウイルス感染症流行期の対応

新型コロナウイルス感染症流行期における心肺蘇生法については、感染予防への配慮が求められます。

- ・ 胸骨圧迫のみの場合を含め、心肺蘇生はエアロゾル（ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気）を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
- ・ 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施する。
- ・ 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。
※ 子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が高い。

2 JRC蘇生ガイドライン2020における主な変更点

（参 考）

- ・ JRC蘇生ガイドライン2020とは？
一般社団法人日本蘇生協議会（Japan Resuscitation Council）が、心肺蘇生法に関する世界的なガイドライン作成の日本の窓口として、世界共通のレベルで策定、公表している心肺蘇生法のガイドラインです。
消防庁や日本赤十字社などの団体がこのガイドラインに基づき、救命講習の指導法や内容を決めて市民に講習をしています。
詳細は、一般社団法人日本蘇生協議会（Japan Resuscitation Council）のホームページをご覧ください。

・新型コロナウイルス感染症流行期の対応

新型コロナウイルスは飛沫（しぶき）、エアロゾル（ウイルスなどが浮遊した空気）あるいは接触により感染するとされています。口对口人工呼吸だけでなく、胸骨圧迫のみでもエアロゾルを発生させる可能性があります。新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして救命処置を実施します。

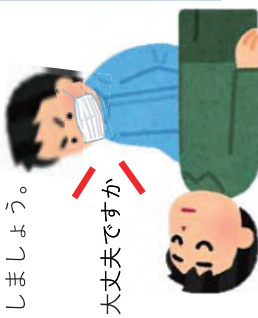
安全の確認・反応をみる

1. 周囲の安全を確認する
まず、自分自身がマスクを正しく着用できているか確認します。もし、人数に余裕があるなら、通報や救命処置をする人以外は窓を開けて部屋の換気を行ったり、救急車の誘導をしたりするなどして多く人数で密集しないようにしましょう。

2. 呼びかける

3. 軽く肩をたたいてみる

顔をあまり近づけすぎないようにして傷病者の方をやさしくたたきながら大声で呼びかけます。



119番通報とAEDの手配

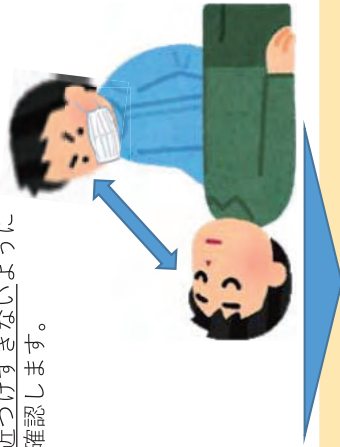
※非流行期と同様に対応します。

1. 助けを呼び、人を集める
2. 集まった人の中から指名して119番通報やAEDを持ってくるように依頼する



呼吸をみる

1. 傷病者を仰向けにする
2. 傷病者の胸やお腹の動きをみる
あまり顔を近づけすぎないようにして呼吸の確認します。



救急隊員へ引き継ぎ後の対応

傷病者を救急隊に引き継いだ後は、すぐに石鹸と流水で手と顔を十分に洗ってください。アルコールで手を消毒するのも有効です。それまでは不用意に首から上やほかの物に触れないようにしましょう。傷病者に使用したマスクやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄します。



人工呼吸

成人の心停止に対しては人工呼吸は行わず、胸骨圧迫とAEDによる救命処置のみを実施します。ただし、小児の心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施してください。

AEDの使用手順

※非流行期と同様に対応します。

1. AEDを持ってくる
2. AEDの電源を入れる
3. 電極パッドを貼る
4. 心電図の解析と電気ショック



胸骨圧迫

傷病者がマスクを着用していれば、外さず胸骨圧迫を実施します。マスクを着用していないければ、マスクやタオル、衣服などで傷病者の鼻と口を覆ってから胸骨圧迫を開始します。

ハンカチやマスク等で口や鼻を覆うこと



対象者	テンポ	位置	押さえる手の形	圧迫の深さ
成人	毎分100～120回	胸の真ん中（胸骨の下半分）	両手	約5cm
小児			両手または片手	胸の厚さの約1/3
乳児			指2本	

※胸骨圧迫の方法は非流行期と同様に対応します。

ガイドライン2020における主な変更点

JRC蘇生ガイドラインが改訂されたことに伴う変更点をまとめた資料です。

・反応の確認

大きな声で呼びかけたり、肩をたたいたりしたときに、目的のある仕草や返事があれば、「反応あり」と判断します。反応がない場合のほか、**反応があるかどうか**迷う又は分からない場合には「**心停止の可能性がある**」ものとして行動してください。

・呼吸の確認

呼吸の確認時、「普段どおりの呼吸か」どうか、判断に迷う場合や分からない場合には**心停止**とみなして、胸骨圧迫を開始してください。

このとき、心停止でない傷病者に胸骨圧迫を行ったとしても、重大な障害が生じることとはないとされているため、ためらわずに行ってください。

反応があるのかなあ？
・・・わからない。



普段どおりの呼吸かなあ？
・・・わからない。



心停止しているかも！！

ただちに**胸骨圧迫**！！

・119番通報時の通信指令員による指導

119番通報時、通信指令員が電話を通じて心肺蘇生法などの指導をする場合があります。電話のスピーカー機能などを活用し、両手を自由に使えるようになれば指導を受けながら胸骨圧迫などを行うことができます。



・AED電極パッドの名称変更について

従来の成人用パッドが「**小学生～大人用パッド**」、小児用パッド・モードが「**未就学児用パッド・モード**」に名称が変更となりました。しかし、従来の表記のまま、設置されている箇所も多いため、間違えないように注意してください。

AEDパッドの種類と適用される傷病者	未就学児用パッド・モード	小学生～大人用パッド
未就学児の傷病者	◎ (推奨)	○ (可)
小学生や中学生以上の傷病者	× (不可)	◎ (推奨)

・異物除去法

物を喉に詰まらせてしまったとき、傷病者の反応がある場合、救助者は、まず、背部叩打法を試みて、効果がなければ腹部突き上げ法を実施してください。これを傷病者の反応がなくなるか、異物が除去できるまで続けます。



背部叩打法
(背中を叩く)



腹部突き上げ法
(臍の少し上からみぞおちに向かって押し上げる)

知ってますか？オートショックAED
オートショックAEDには、ショックボタンが存在せず、心電図解析の結果、電気ショックが必要な場合は、傷病者から離れるようにアナウンスが流れ、カウントダウンまたはブザーが流れた後、自動的に電気ショックが実施されます。



オートショックAEDには、従来のものと区別するために、このようなマークがついています。

警備防災資料 令和4年度版

平成7年3月	第1号発刊	事故事例ライブラリ
平成10年10月	第2号発刊	事故事例ライブラリ
平成14年12月	第3号発刊	事故事例ライブラリー
平成22年10月	第4号発刊	事故事例集・苦情事例集
平成27年4月	第5号発刊	警備業務事故事例集
平成28年3月	第6号発刊	警備業務クレーム集
平成29年3月	第7号発刊	施設警備の安全管理手引き
令和2年3月	第8号発刊	最近の事故事例集
令和5年3月	第9号発刊	警備防災資料 ～ 事故事例に学ぶ ～

(一社)大阪ビルメンテナンス協会 警備防災部会

担当副会長	澤村 剛士
部 会 長	梶山 孝清
副 部 会 長	福岡 亮二

◆委 員

池嶋 正祐
原口 佳久
中嶋 基博
鯛取 正人
大谷 健一
三口 昌彦
吉村 英樹
鈴木 剛
津守 利晃
島津 雅則

◆専門委員

井上 登志正
松田 宝衣知郎